

昭和十七年三月九日

第一回
福生町議定例會及議錄（第一目）

为一定例

第一回 福生町議会定例会（第1回）

昭和七年三月九日第一回福生町議会定例会を福生町役場議場

一、昭和七年三月九日第一回福生町議会定例会を福生町役場議場に招集した。

一、出席議員は次のとおりである。

一番 斎藤真一君 二番 岸

茂君 三番 渡井 明君

四番 高橋彦市君 五番 斎藤

博君 六番 高木惣八君

七番 山下久吉君 八番 筈本

祐夫君 九番 渡辺 継三郎君

十番 平井賢治君 十一番 山下幸三君

十二番 清水与市君

十三番 大久保一朗君 十四番 細

刈晋一君 十五番 吉田 靖君

十六番 田村祐一君 十七番 中

西虎蔵君 十八番 西村光人君

十九番 高橋千春君 二十番 村

野弘君 二十番 石川信義君

一、欠席議員は次のとおりである。

古番 磯村武夫君

十六番 米泉 董君

一、欠員は次のとおりである。

一、議事事務員の職員の次のとおりである。

議事事務局長 町田信二君、議事係長 島田恒君、内田和雄君

一、地方自治法第百五十一条の規定による出席説明員は次のとおりである。

町長 瀬古清蔵君、町役 川慶金吉 君、助役 篠崎俊夫 君

収入役 大野大一君、税務 眞井喜次 君、町議 橋本孝蔵君

課長 小前 貞水 君、課長 森田 恒 君、課長 古谷徳男君

産業課長 上野重勝君、課長 猪俣清吉 君

一、是は次のとおりである。

日程第一 会期の決定について

日程第二 会議録署名議員の指名について

日程第三 積立金設置について

日程第四 昭和二十六年年度福生町歳入歳出更正予算案 第五回

（議案第十六号）

（議案第十七号）

日程第五 昭和二十六年年度福生町上水道特別会計歳入歳出更正予算案

第三回

（議案第十八号）

日程第六 昭和二十六年年度福生町国民健康保険特別会計歳入歳出更正予算案

第三回

（議案第十九号）

日程第七 昭和二十六年年度福生町公営住宅特別会計歳入歳出更正予算案

第三回

（議案第二十号）

日程第八 昭和二十六年年度福生町々営と場特別会計歳入歳出更正予算案

第三回

（議案第二十一号）

日程第九 福生町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

（議案第二十二号）

日程第十 福生町社会教育委員の設置に関する条例の制定について

（議案第二十三号）

議案十二 特別職の職員に就く者の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例について
(議案第三十四号)

議案十三 福生町駐留軍医保健職等対策協議会条例の制定について
(議案第三十五号)

議案十四 福生町水道事業に係る会計事務及び決算に係る
権限を収入役に付する条例の制定について
(議案第三十六号)

議案十五 福生町水道事業の業務の状況と説明する書類の作成に関する
条例の制定について
(議案第三十七号)

議案十六 昭和二十七年年度福生町歳入予算案
(議案第三十八号)

議案十七 昭和二十七年年度福生町水道事業会計予算案
(議案第三十九号)

議案十八 昭和二十七年年度福生町国民健康保険特別会計歳入歳出予算案
(議案第四十号)

議案十九 昭和二十七年年度福生町公営住宅特別会計歳入歳出予算案
(議案第四十一号)

議案二十 昭和二十七年年度福生町水道事業会計歳入歳出予算案
(議案第四十二号)

議案二十一 昭和二十七年年度福生町歳入予算案
(議案第四十三号)

議案二十二 昭和二十七年年度福生町歳入予算案
(議案第四十四号)

議案二十三 昭和二十七年年度福生町歳入予算案
(議案第四十五号)

議案二十四 福生町婦人会の補助金増額方針に関する請願書、請願
第二号
(審査報告)

一、今日の会議事件は次のとおりである
議事日程と同じである

午前九時十二分開議

一議長（石川信義君） 今朝よりごめたの中とご出席いたいただき誠にござ
ります。 大いさから昭和二十七年第一回福生町議会定例会
を開催いたします。 出席議員は現在五十名であります。 よつ
て今日の会議は成立いたしました。 日程に入ります前に町長からご挨拶
を願います。

（町長 瀬古清蔵君登壇）

一町長（瀬古清蔵君） この花のころ今朝よりお集りいただき
昭和二十七年年度の一般会計、並びに特別会計の予算審議をお願い
申しあげたわけですが、その他いろいろ議案が提出されてあり
ます。 ようしく慎重に審議を賜りまして、ご議決いただきませう
よう切にお願います。 次第がござります。

一議長（石川信義君） 日程第一会期の決定について議題に供します。

本会期についてはいは議会運営委員会におりて検討されております
ので、委員長から報告願います。

一三上村野次君） ご報告がありおしたので、ご報告申しあげます。

去る三月五日、当役場におきまして議会運営委員会を開催し、
本定例会に提出されています議案、あるいは日程、会期等について慎重
審議いたしました結果、本第一回定例会の会期については
九日から二十日とするのと、適当ではなからうかというこ
とで決定いたしました。 なお内容については申しあげます。 日程
第三の積立金設置については、当役場の敷地のものゝござります。の
て即決方式をお願いいたします。 日程第四の昭和二十六年年度福生町

歳入歳出追加更正予算から日程第八の昭和二十六年年度福生町々費と
場特別会計歳入歳出追加更正予算までは各担当委員会にご付託
願ひ、ご審議いたされたいと思ひます。 日程第九福生町国民健康

保険条例の一部改正の担当委員会に付託願いたいと思ひます。
日程第十種別社会教育委員の設置条例の制定についで、この
委員会付託にお願いいたします。日程十一の同じように委員
会付託願ひ。日程の第十二の種別駐留軍関係離職者等対策協
議会条例の制定についで、厚生委員会に付託し、又駐留軍関係
離職者等対策協議会との連合審査をお願いしたいと思います。
日程第十三、十四、十五の三件は、金企業体の水道関係の
のち、厚生委員会に付託願ひ。ご審議願ひださうと思ひます。
日程第十六、十七、十八、十九、二十は、今後一年間の種別
算で、おまのところに配列したように各委員会に付託いた
ご審議願ひたいと思ひます。日程二十一の寄附受領につ
即決方をお願いしたいと思ひます。日程二十二の一
いご事務委員会に付託いたさう。日程第二十三、二十四は、先般

の議会にあらう付託し、担当委員会にあらうご審議願ひつ
する。委員長から報告願ひ。本日決まりださうと思ひます。
なお次の議会運営委員会の予定といたしては、十九日に開
きたりと思ひますので、各委員会の開催は、さう以前にお願
いしたいと思ひます。以上つとおり決定いたしたくよう
しくお願ひいたします。

一議長（石川信義君） 会期についで、ただいま委員長から報告あり
りしたとおり、九月九日から二十三日までの十五日間と決定した
いと思ひますか、ふいご興議ありませんか。

（興議なしと訴へる者あり）

一議長（石川信義君） 二興議なしと決めたさう決定いたした。
一議長（石川信義君） 日程第二会議録署名議員の指名を行ひます。
署名議員の指名は、会議規則第九十七条の規定により議長にお

いづれ指名いたします。

十二番 山下幸三議員

十三番 清水よ市議員

十三番 大森一郎議員

以上三名の方にお願ひいたします。

一、議長（石川信義君） 日程第三種之金設置について議案第十六

号も議題に供します。

一、十番（大久保一朗君） 取次、日程第三種を審議するにあたりま

して、日程第三種の予算外義務負担を伴う土地貸借について

は、予算とともなるものがあり、日程第二の次に先議願う

ことを提議申しあげます。

一、議長（石川信義君） ただいま十番議員から提議がありましかと

あり、日程第三の前に日程第三の予算外義務負担を伴う

土地貸借について議案第五号を先議するものに、ご異議ありませんか。

（ご異議なしと呼称あり）

一、議長（石川信義君） ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

一、議長（石川信義君） 日程第三の予算外義務負担を伴う土地貸

借について議案第五号も議題に供します。本件については総

務委員会に審査を付託してありますので、本委員長から報告願

います。

一、十番（高橋千春君） ご指名をいただきましたので、ご報告申しあ

げます。

（議案審査報告書朗読） 省略

一、議長（石川信義君） 二いより本委員長報告にします。質疑を行い

ます。

一土倉山下幸三君

総務委員長にお伺いいたします。

ただいまの土倉君の報告は、原案とおり決定したということと存じますが、その結論がどうなるか、どのような経過でそのかみわけし、お聞きしたいと思います。

一土倉高橋千春君

お答えいたします。本件につきましては、従来

にない新しい議案でございまして、当委員会といたしましては、慎重審議をいたしましたわけでもございしますが、他に三千坪を求めるといふこともなかなか大変であり、大体庁舎の敷地としての価格につては、一般的相場として五万円以上になるのではないかという話も出て、一億五千万円としても、他に家屋の移動等もあるが、それ以上にかかるとして、五万円とすれば、一億五千万円となり、稲佐町のとこへ入ることも六千万から一千万位になり、この中をとり、八千坪として、大体三千四百万円であり、委員



一土倉山下幸三君

関連をいたしまして、本件につきましては、原案ど

おり決定するということになりますと、内容的には数年前も当然ですと承知しておりますが、金額が明確にされておかないのか、決定されたという点について、疑念があると思えます。

一土倉高橋千春君

価格については、お聞きしたわけではあり

ませんし、明確にすることは困難ではなからずと思えます。大体八千坪位なら、理事者も買えるわけではなからうかということ、その点は理事者の方におかれておられるわけでもござい

す。

一、十番(山下幸三君)

ただいま総務委員長からの話では、買つていないから金額は明らかならぬという事です。少なくとも議会で決定する場合、契約しようとする土地の代りに坪五万円というふうな数字で、又三千坪にしてその大体八割をさうしかつうというふうな、はっきりしない数字の事を東栗も議会で決めるという事は、当然今後大きな問題にもなるのではなからうかと思つます。又契約するうえから、やはり金額のほゞりしたものを示し、その上で議会の議決を求めろのか、妥当ではなからうかと思つます。土地の価格そのものも日々高騰してゐる今日、現状と先の価格との差が大さくなるのとは考えられ、さうした点も委員会としては慎重に討議したいものと思つますので、もう少しくわしく

審議の内容を聞き取りたいと思つます。

一、十番(高橋春君)

たゞしく価格の目と上と下をすることは事實でありまして、しかし、さう早急に大きな値上げもないのではなからうかと、一応八割という基準を買収をするという理事者側の考えを委員会としては了解したわけだと思つます。

一、十九番(中西虎蔵君)

ただいま十番議員からご質問がありました。前回の議会におき、私からのその点について質問申しあげたのを覚えておられますか。その議案が提出された時に、その問題は非常にむづかしい問題になつたのではなからうかと感じたわけが、私は私なりの考えで、さうな方針をしたのであります。総務委員会で東栗と取り決めたという事を示すか、その間におきて、その予算の義務負担、これは予算の措置がふさがない中に、

な人とか解決しなければならぬものも、議会の議決するということになる。その場合はなかつたかと存じます。そういう見地から、われわれ住民の代表として町の財産の取扱いを決定するところ、一番大きな問題は、な人とどうも価格の問題です。その価格の相場がないものを、なせそのように早急に決定をしなければならぬのか、その点、私は一つ疑問があります。どうも。

又その価格についておしつて、専賣長の報告では、五万円位するもの、はなかつたものと——、それに対処すべく三千坪と土地替としてよえつたというところであり、その取扱いが今中位なるものを買えかのことはなかつたという説明がござります。すなわち、なつた見通しがあるならば予算化されるものと思ひます。しかしその点は価格が明瞭でない、予算化されないというところ、すなわち金敷地として買収しようという以上、地主さんとの了解を求めた一年間の

貸付期間も許さず、その期間内に解決せよということになる。おかしな思ひです。何ゆゑに価格のはりしないお茶畑の取扱いをしなければならぬのか、その点私は疑問で、もう少し細部に説明を願ひたいと思ひます。

一、町長（瀬古清蔵君）

山本、中西両議員からのご質問がござります。これは非常におもしろい問題でございまして、常々私も考え、現段階の状況から土地の問題は、おもしろいものはないと思ひます。あつた事業を行つておいて地主との持滞りがあるが、全難であるとは、ご承知のとおりであります。ただその指通の点について、通帳の会議でいろいろ説明しあつております。そのご承知といたしておるものと存じます。もう一つ、ただそのご意見のように、町民の税金からいろいろ事業をいたすわけが一銭たりとも、おろそかにできないわけで、その点は極めて慎